

【必要書類一覧】農地法第3条の3の規定による届出

農地を相続、法人の合併・分割、時効取得等により農地の権利を取得した方は、登記完了後に農業委員会事務局まで届出をお願いします。

※◎の書類はホームページからダウンロードできます。

	書類の種類	備考
1	農地法第3条の3の規定による届出書	◎
2	受理通知書返信用封筒	届出者の人数分 (届出者それぞれの住所宛名を記入し、110円切手を貼ったもの) ※窓口で受領する場合は不要
3	委任状	◎届出者以外の方が届出書を提出する場合